

円貨建て債券(店頭取引)の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、円貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本書面という円貨建て債券は、円貨建てで発行され、利金・償還金が円貨で支払われる債券のうち、一切の特別な仕組みを含まない基本的な確定利付債及び割引債(※1)、並びに日本国債(個人向け国債及び15年変動利付国債以外の全ての国債を含みます。)です。円貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 本書面という円貨建て債券には、満期のある劣後債も含まれます。満期のある劣後債をお取引する際には、下記の枠内に記載された留意点をあらかじめよくお読みいただきますようお願いいたします。
- 円貨建て債券は、金利水準の変化や発行者の信用状況に対応して債券価格が下落し、又は、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じることにより、元本欠損が生じるおそれがありますのでご注意ください。
- 円貨建て債券を償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となり、売却損が生じる場合がありますのでご注意ください。

(※1) 以下の1年未満の割引の方法により発行される債券(以下短期社債等といいます。)

- ・ 本邦企業が発行する短期社債(社債等の振替に関する法律において規定されている)
- ・ 外国又は外国法人が円貨建てで発行する短期外債(同上)
- ・ 資産の流動化に使われる特定目的会社が発行する特定短期社債(資産の流動化に関する法律に規定されている)
- ・ 投資法人の発行する短期投資法人債(投資信託及び投資法人に関する法律に規定されている)

手数料等諸費用について

- ・ 円貨建て債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

金融商品市場における相場その他の指標に係る変動等により損失が生じるおそれがあります

- ・ 円貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- ・ 円貨建て債券が物価連動国債である場合には、元金額は全国消費者物価指数の変化に対応して変動しますので、売却時又は償還時の全国消費者物価指数の状況によって売却損又は償還差損が生じる場合もあります。また、このような特性から、物価連動国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。

債券の発行者又は元利金の支払いの保証者の業務又は財産の状況の変化等によって損失が生じるおそれがあります

- ・ 円貨建て債券の発行者や、円貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。
なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。
- ・ 国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い債券ですが、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じることにより、元本欠損が生じるリスクがあります。
- ・ 円貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度はより高いと言えます。

円貨建て劣後債と留意点

- ① 円貨建て劣後債は劣後特約の付いた債券で、本書面では満期のある劣後債になります。また変動利付債あるいは期限前償還条項等の付いた償還形態が満期一括でない債券である場合があります。さらに変動利付債かつ期限前償還条項等付の場合もあります。
- ② 円貨建て劣後債が変動利付債の場合は、将来受け取る利息が市場金利に連動するため、額面以上の価格で購入したときは、売却時又は償還時に損失が生じる場合があります。また、期限前償還条項等付であり期限前に償還される場合、再投資による運用利回りは、購入時の投資期待利回りより低下する可能性があります。
- ③ 劣後債は、その発行者や元利金の支払いを保証している者に一定の劣後事由(破産手続、会社更生手続又は民事再生手続開始の決定があり、若しくは日本法によらない破産手続、会社更生手続又はこれに準ずる手続が外国において行われる場合)が発生した際には、その元利金支払いは劣後債権以外の上位債権に係る債務の履行よりも後順位に置かれ、それらが全額弁済されるまで元利金の支払いは行われません。

その他の留意点

円貨建て債券には、法令等の改正、災害・戦争等の発生等により、当該債券の継続が困難になった場合や、発行者等が当該債券をヘッジする目的で保有するポジションが、合理的な努力を尽くしても維持することが困難(ヘッジコストの増加を含む)になった場合に、発行者の裁量または計算代理人の判断により、計算代理人の算定する時価によって期限前償還されるものがあります。

企業内容の開示について

- ・ 国内において募集・売出し等の届出が行われていない円貨建て債券については、我が国の金融商品取引法に基づいた企業内容の開示は行われておりませんのでご注意ください。

円貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 円貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

円貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における円貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 円貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 円貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

円貨建て債券に関する租税の概要

<個人のお客さまに対する円貨建て債券(一部を除く)の課税は、原則として以下によります。>

- ・ 円貨建て債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 円貨建て債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 円貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

<法人のお客さまに対する円貨建て債券の課税は、原則として以下によります。>

- ・ 円貨建て債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客さまが一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 国外で発行される円貨建て債券(一部を除く。)の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 振替債(我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。ただし、短期社債等を除きます。)である円貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。なお、国外で発行される円貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。
- ・ 短期社債等は、証券保管振替機構及びその口座管理機関に短期社債等の振替口座を開設した法人にのみ譲渡ができます。個人への譲渡はできません。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において円貨建て債券のお取引や保護預りが行われる場合は、以下によります。

- ・ 国内で発行される円貨建て債券のお取引に当たっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。国外で発行される円貨建て債券のお取引に当たっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ 短期社債等のお取引に当たっては、当社を経由して証券保管振替機構の加入者となる場合は、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文に当たっては、売買の種類、銘柄、売り買いの別、数量、価格等注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

その他留意事項

日本証券業協会のホームページ(<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>)に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

当社の概要（2016年5月31日現在）

当社の商号等： 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
金融商品取引業者

関東財務局長（金商）第2336号

本店所在地： 〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

加入協会： 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関：
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
（連絡先：0120-64-5005）

特定第一種金融商品取引業務以外の苦情処理措置及び紛争解決措置：
当社は、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：
0120-64-5005）を利用することにより苦情及び紛争の解決を図ります。
※当社が加入している日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会及び一般社団法人第二種金融商品取引業協会は、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに対して苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を行っております。

資本金： 405億円

主な事業： 金融商品取引業

設立年月日： 2009年12月1日

連絡先： お取引のある部店、又は0120-583703までご連絡ください。

以 上